

豊島区国際アート・カルチャー都市懇話会運営要綱

平成 30 年 4 月 1 日
政 策 経 営 部 長

制定 平成 27 年 11 月 2 日
全部改正 平成 28 年 6 月 17 日
改正 平成 29 年 3 月 31 日
改正 平成 30 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成 26 年豊島区条例第 16 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、豊島区国際アート・カルチャー都市懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 国際アート・カルチャー都市構想の進捗に関すること。
- (2) 国際アート・カルチャー都市構想の事業化に関すること。
- (3) その他国際アート・カルチャー都市づくり全般に関すること。

(構 成)

第 3 条 懇話会は、委員、幹事をもって構成する。

- 2 委員は、区長が委嘱する。
- 3 懇話会は、会長を互選し、所掌の検討作業を行う。
- 4 幹事は、区の職員の中から区長が命ずる。
- 5 委員の中から特別顧問を設置することができる。
- 6 都市政策に関する専門的な立場から必要な助言及び協力を求めるため、豊島区都市政策顧問を特別顧問とすることができる。
- 7 委員の任期は原則 2 年以内とし、同一の委員について連続して 2 任期を超える委嘱をしないこととする。ただし、区長が特別と認める場合はこの限りでない。

(組 織)

第 4 条 懇話会は次の各号に掲げる者で構成し、それぞれ各号に定める人数の範囲内において、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) アート・カルチャーに識見を有する者 30 名以内
- (2) 区職員 30 名以内

(会長及び副会長)

第 5 条 会長は、懇話会を代表し、会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長の指名により定める。

(招 集)

第6条 懇話会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 懇話会は、委員の過半数の出席をもって定足数とする。

2 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第8条 懇話会に、細部にわたる検討を行うための幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、委員、幹事をもって構成する。

3 幹事会は、必要に応じ構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

4 幹事会は、随時、検討結果を懇話会へ報告する。

(事務局)

第9条 懇話会の庶務は、政策経営部国際アート・カルチャー都市推進室長において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。